

# 議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

市民課 戸籍係

## 議案名

議案第54号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧氏の印鑑を使用した印鑑登録及び旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となるよう、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

住民票に旧氏の併記を希望する申請をした者に対しては、旧氏(※)の印鑑を使用した印鑑登録を可能とするとともに、印鑑登録証明書に旧氏が併記できるようにします。

※ 旧氏とは、出生時の氏、婚姻前の氏等、その者が過去に称していた氏であって、戸籍又は除かれた戸籍に記載されたものをいいます。

(施行期日：令和元年11月5日)

## 背景・経過

女性活躍の推進に向けた取組の一つとして、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧氏の併記が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日に施行されます。これに伴い、総務省が印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正し、同日施行されます。

このことによって施行日以後は旧氏の印鑑を使用した印鑑登録が可能となるとともに、印鑑登録証明書に旧氏を併記することが可能となります。